

公 告

このたび、下記事業の計画変更について、土地改良法第88条第4項の規定に基づき津和野町長と協議を行いたいので、同条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、この旨を公告し、当該事業計画の変更の概要を縦覧に供する。

この事業計画の変更に対して意見のある者は、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定に基づき、令和8年2月17日までに島根県知事に意見書を提出されたい。

令和8年1月28日

島根県知事 丸山達也



記

1 地区名及び事業名

堤田地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））

2 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画概要書

3 縦覧の期間

令和8年1月28日から令和8年2月17日まで

4 縦覧の場所

津和野町役場

5 意見書の掲出方法

(1) 提出方法

当該地区名、事業名及び意見を記載した書面（様式自由）とする。

(2) 提出先

島根県農林水産部農村整備課

土地改良事業変更計画概要書

堤田地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））

第1章 変更の内容及び変更を必要とする理由

1 変更の内容

工種等		変更前	変更後	増減（△）
区画整理	事業量	27.7ha	28.0ha	0.3ha
	事業費	753,200,000円	753,200,000円	-

2 変更の理由

- ① 当初、休耕田については地区外としていたが、本地区内の扱い手である農事組合法人の営農意欲も高く、また、隣接する田区と一体的に整備することにより30aの良好な区画が形成され、事業の効率を高められることから、新たに地区内に取り込み区画整理を実施することとしたい。

第2章 目的

堤田地区は鹿足郡津和野町の中央部に位置しており、急峻な地形が大部分を占める本町において、比較的平坦地の水田地帯である。本地区の扱い手として、特定農業法人「農事組合法人 つつみだファーム」（平成14年設立）が農地の集積・集約を進めており、水稻を中心に生産を行っている。

事業実施区域は昭和50年～昭和60年に基盤整備を実施しているが、20a～5a程度の小区画、狭幅な耕作道といった整備状況であり、現代的な農業を行うための整備水準を有していない。このため、現況の整備水準では農業用機械の大型化が困難など、扱い手への集積・集約を進めていく上で支障となっており、これを解消するために生産基盤整備の実施が急務である。

のことから、狭小農地の区画拡大と水田汎用化対策を一体的に行うとともに農業用排水施設等の整備を併せ行うことで、大型の農業用機械を導入するなど営農効率の向上による経費の削減を図り、また、水稻と高収益作物（アスパラガス、さといも）による複合経営を行っていくことで生産性の高い農業構造の構築、推進を展開していく、ひいては本地区の農業競争力の強化を図るものである。

第3章 地域の所在及び現況

【地域の所在】

島根県鹿足郡津和野町池村地内

【現況】

・受益地の用途別面積表

単位 : ha

		水田	畠	樹園地	小計	道水路	非農用地	合計
変更前	現況	29.4	0.3	—	29.7	1.3	0.1	31.1
	計画	25.9	1.8	—	27.7	3.3	0.1	31.1
変更後	現況	29.7	0.3	—	30.0	1.3	0.1	31.4
	計画	26.2	1.8	—	28.0	3.3	0.1	31.4

・地形

地形は高津川に展開する沖積地であり、標高 89m～45m、平均傾斜 1/20 である。

・土質及び土壤

地質は古生代二疊紀～三疊紀堆積岩類弱變成ないし非變成古生層で構成され、地区内の土壤は強グライ土壤強粘土斑鉄型 (D31)、強グライ土壤礫質土湧水型 (D37)、グライ土壤強粘土構造型 (E40) である。

・気象

年平均気温 14.0°C 年降水量 1894.7mm

・水利状況

ため池及び河川、溪流から取水し、用水路に導水している。

・営農状況

水稻を中心に生産を行っており、昭和 50 年～昭和 60 年に基盤整備を実施しているが、20a～5a 程度の小区画、狭幅な耕作道といった整備状況であり、現代的な農業を行うための整備水準を有していない。

・地域環境の概況

当地区の周辺は、田畠や河川、森林など自然環境に恵まれた地域である。

第4章 基本計画

(1) 事業量

工 種	数 量	
	変 更 前	変 更 後
整 地 工	27.7ha	28.0ha
用 水 路 工	4,881m	4,881m
排 水 路 工	3,061m	3,061m
道 路 工	2,571m	2,571m
暗渠排水工	25.9ha	25.9ha

(2) 環境との調和への配慮

工事中の土砂、濁水の流出を防止するため、沈砂池等を設ける。また、動植物については生息地の環境変化を極力避ける計画にするなど環境配慮に努める。

第5章 工事の着手及び完了の予定時期

	[変更前]	[変更前]
工事着手	平成29年度	平成29年度
工事完了	令和8年度	令和8年度

第6章 管理の要領

ア) 暗渠排水： 受益者

第7章 換地計画の要領

別添のとおり

第8章 費用の概算

区 分	事業費 (円)	
	変更前	変更後
本 工 事 費	753,200,000	753,200,000
地方事務費	37,660,000	37,660,000
合 計	790,860,000	790,860,000

第9章 事業の効果

項 目	効果額等	
	変更前	変更後
効果（便益）額	作物生産効果	2,598 千円
	営農経費節減効果	38,127 千円
	維持管理費節減効果	△208 千円
	耕作放棄地防止効果	17 千円
	国産農産物安定供給効果	1,002 千円
	合 計	41,536 千円
総費用総便益比		1.05
総所得償還率		47.6%
増加所得償還率		9.4%
総事業費	919,266 千円	940,475 千円

第10章 他事業との関係

該当なし

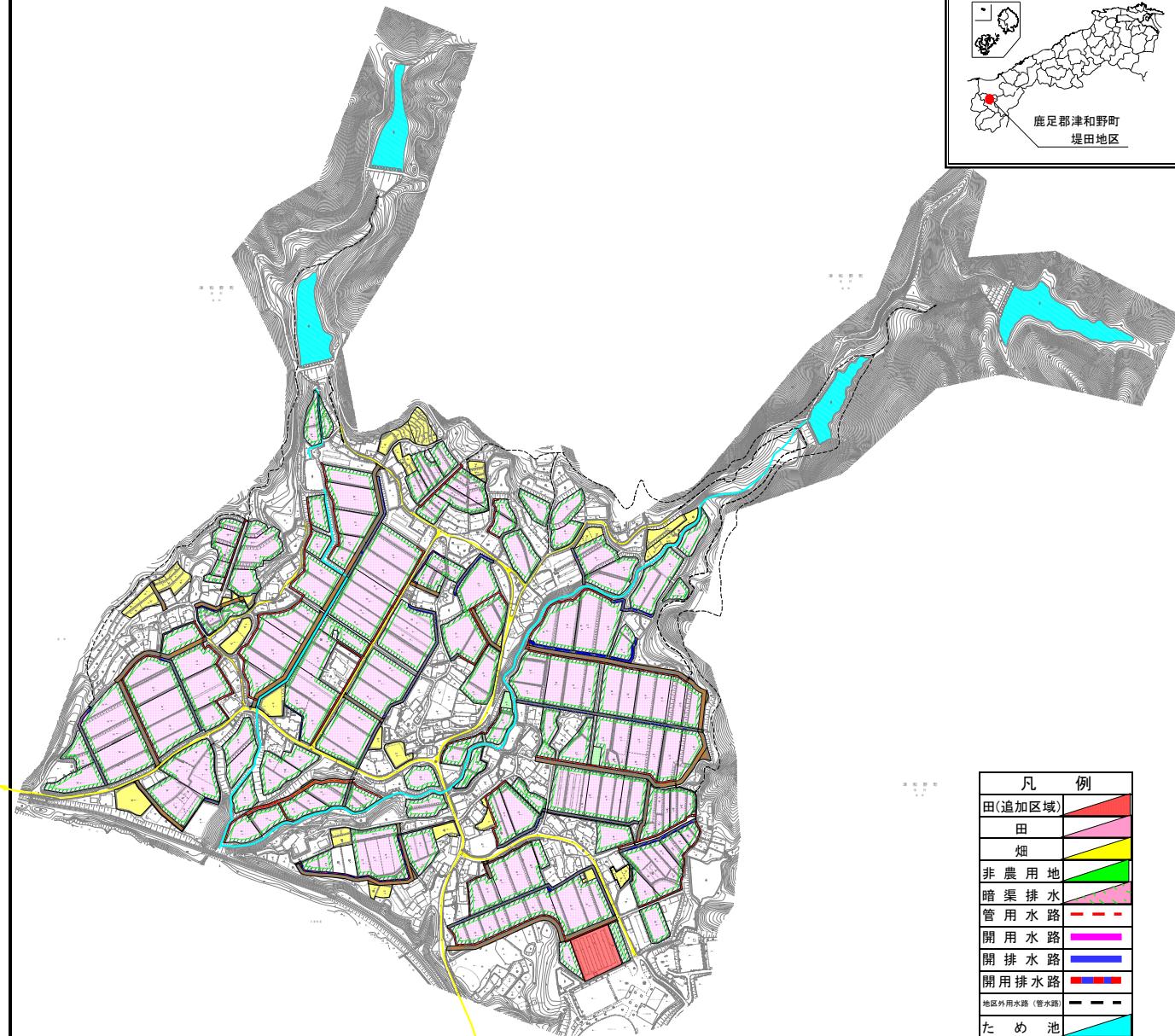
第11章 計画概要図

別添のとおり

第12章 その他

事業完了の日の翌年度から起算して8年を経過しない間に受益地を自ら目的外用途に供した場合、又は目的外用途に供するために所有権を移転した場合には土地改良法第91条の2の規定に基づき特別徴収金を徴収されることがある。

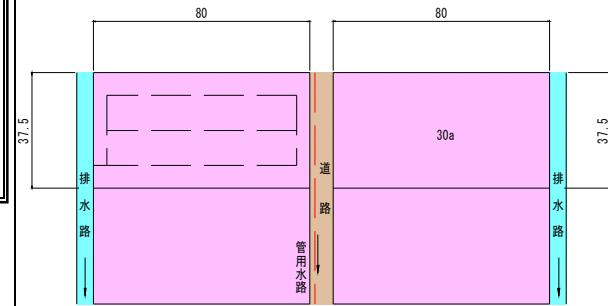
計画一般平面図



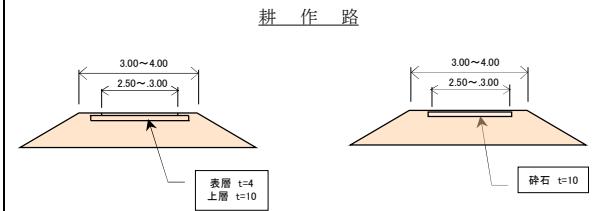
位 置 図



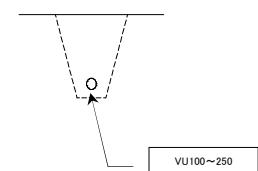
標準区画割図



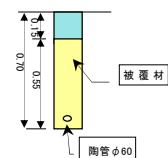
標準構造図



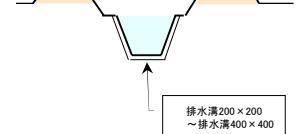
管用 水 路



暗渠排水



排水開水路



換地計画の要領

1. 換地計画樹立の必要性

分散している農地の集団化をおこない、農業経営の合理化及び拡大を図るため、換地計画の樹立が必要である。

2. 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。

ただし、上記の日から2ヶ月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合には、その申し出のあった地積とする。

(2) 農用地集団化の方法

区分 換地区	地帯別・グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	1戸当たり 目標団地数	区画・畦畔の取り扱い
	農用地利用集積促進区域別集団化 集落別集団化	各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定める。	各農家の農地は、できるだけ大規模に集団化するものとし、1戸当たりの団地数は、おおむね1団地から2団地を目標とする。	(固定畦畔) ア 换地は、原則として標準区画(おおむね1区画30a以上)を単位に交付するが、換地すべき面積が標準区画に交付して余る場合又は標準区画に不足する場合は標準区画を分割して交付する。 イ 標準区画の分割は原則として長辺に沿って分割するが、この場合、短辺の部分が10m以下になるような分割はしない。 ウ イの分割制限に達しない小面積の土地は、その土地を配分すべき位置に最も近い位置の端田区又は長辺が道路に接した区画を長辺と直角に分割して交付する。

(3) 非農用地の換地方針

区分 換地区名	用 途	非農用地区域の位置の概要	面 積 (ha)	換地の手法	換地取得予定者	その他 (最終取得者)
	宅地	計画平面図A	0.1	特定用途用地	従前地所有者	従前地所有者
	資材置場	計画平面図B	0.0	特定用途用地	従前地所有者	従前地所有者
	墓地	計画平面図C	0.0	特定用途用地	従前地所有者	従前地所有者

(4) 清算の方法

清算方式 : 増価額比例地積清算方式

評価方式 : 標準地比準方式

3. 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係わる地積

(ha)

区分 工区	用 途	機 能 交 換 に 係 わ る 土 地				一般国公有地	合 計
		国有地	県有地	市町村有地	計		
	道 路			0.6	0.6		0.6
	水 路			0.7	0.7		0.7
	合 計			1.3	1.3		1.3

4. 換地処分の時期に関する特則

換地区的全部について区画変更工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第89条の2第10項により準用する同法第54条第2項本文の規定に係わらず換地処分を行うものとする。

3570

12. 6. 11
3270

計画平面図 A

96

71. 60
3270

98

75. 10
3450

非農用地1

320

123

67. 40
960

104

68. 40
3410

非農用地1 (特定用途用地換地)

面積 : 320m²

用地 : 宅地用地

取得予定者 : 従前地所有者 (個人)

計画平面図 B

53
1.70
310

65.02

63.79

2000

110

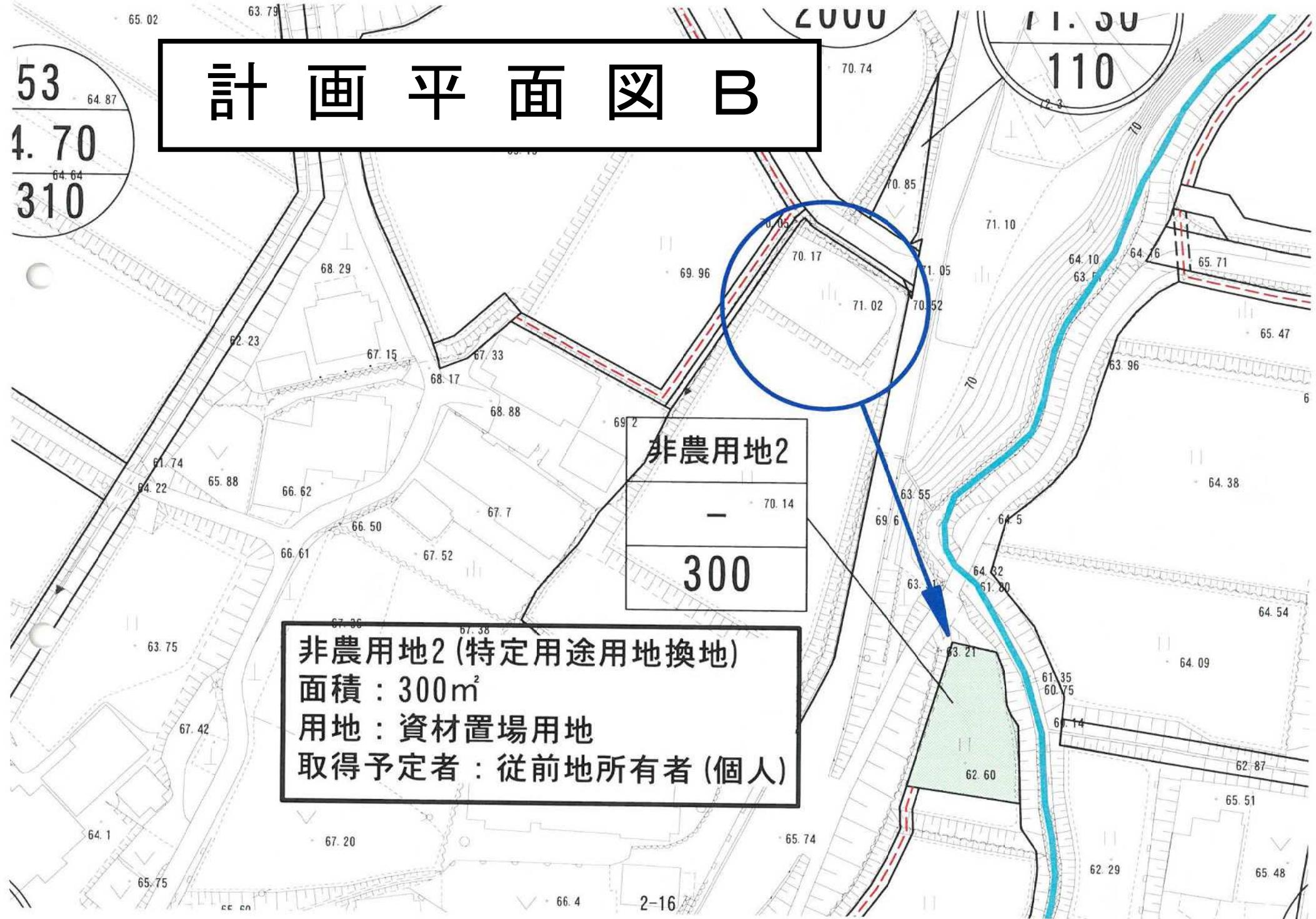
70.74

110

2-16

非農用地2
—
300

非農用地2 (特定用途用地換地)
面積 : 300m²
用地 : 資材置場用地
取得予定者 : 従前地所有者 (個人)



計画平面図 C

45
67. 90^{8.42}
5630

非農用地3(特定用途用地換地)
面積: 50m²
用地: 墓地用地
取得予定者: 従前地所有者(個人)

非農用地3
W
50

